

犬猫の繁殖制限手術補助金について

筑北村では人と動物の共生する社会の実現を図るために、飼養されている犬・猫について、獣医師が施術した不妊・去勢手術の費用の一部を補助します。

～この補助金上の飼養とは～

飼い主が意志と責任をもって、給餌、給水などの世話をしている、今後も継続されることをいいます。

1 頭あたりの補助額（100 円未満切捨）

不妊（メス）5,000円 限度

去勢（オス）3,000円 限度

～補助金の対象～

- 筑北村に住所がある方と村内で活動する非営利法人。
- 他の補助や助成を受けていないこと。
- 犬の場合は狂犬病予防法に基づく鑑札の交付を受けていて、直近 1 年以内に狂犬病予防注射済票の交付を受けていること、もしくは獣医師による猶予証明を受けて村へ提出していること。
- 村税等に滞納がないこと。
- 1 家庭あたり年間 3 頭まで。（村長が特別に必要と判断した場合はを除く）

～申請に必要なもの～

- 申請書、印鑑
- 獣医師が発行した手術費用領収書の原本（犬猫の名前等が確認できるもの）

ポイント

補助金はいくまで家庭等で飼養されている犬猫に限定しているため、野良猫などは対象ではありません。

その他不明な点がありましたらお問い合わせください。



【お問い合わせ】

筑北村役場 住民福祉課 住民係

TEL：66-2111（代表）